

鳩山町身体障害者福祉会



会員・サポーター募集

○会員・賛助会員

■資格

正会員 町内在住で身体障害者手帳をお持ちの方及びその家族
賛助会員 会の趣旨に賛同する方

■会費（年間）

正会員 700円
賛助会員 700円以上

▶サポーター

◆応募資格

学生を除く満18才以上の方で、障がい理解がある方

◆内容

身体障害者福祉会主催の行事のお手伝いをさせていただきます。日程などが決まり次第、ご連絡をし、調整させていただきます。



◆申込・問合せ

鳩山町身体障害者福祉会事務局
(町社会福祉協議会内)
☎ 296-2596 FAX 296-3866

身体障害者手帳をお持ちの方とその家族が会員として組織する鳩山町身体障害者福祉会では、現在、会員の高齢化が課題となり、新たな会員の募集が急務となっています。

そこで、福祉会及び町社会福祉協議会では、新規会員の募集と、行事などをお手伝いしていただけるサポーターを募集します。どちらも随時お受けしていますので、興味がある方はぜひお問い合わせください。

鳩山町身体障害者福祉会は、障がい者自らが運営について話し合い、町社会福祉協議会が事務局を行っている団体です。
現在、23人が会員登録し、身体障がい者及びその家族の親睦や、障がい者福祉の増進などに取り組んでいます。また、町内の他の障がい者団体と連携も行っていきます。
福祉会では現在、高齢化などにより会員の減少が進み、若い世代の方の加入が課題となっています。
新規に身体障がい者手帳を交付された方や町外から転入

された方など、町内在住で身体障害者手帳をお持ちの方なら、どなたでも会員になれます。入会を随時受け付けていますので、気軽にご連絡ください。
また、町社会福祉協議会では、福祉会が主催する「外出訓練」(10月・3月)や「もちつき大会」(12月)などの行事へのお手伝いをしていただくサポーターを募集します。資格はとくに必要ありません。学生を除く満18才以上の方で、障がい理解がある方なら、誰でもサポーターになることができます。多くの方の登録をお待ちしています。

広げてみませんか、障がい者同士の「交流の輪」
活かしてみませんか、「あなたの力」

合併浄化槽への転換をお考えの方へ

今なら 最大 **30** 万円の
補助金がでます

鳩山町型合併浄化槽へ転換すると



町では、単独処理浄化槽またはくみ取り式便槽から戸別合併処理浄化槽への転換を促進するため、個人負担となっている配管費及びその撤去費に対して補助金を交付しています(新築や家の建て替えに伴う浄化槽の設置は補助対象外です)。なお、補助金は予算の範囲内で実施するほか、次の条件があります。

【配管費補助】●20万円を上限に、実際にかかった配管費を補助します。●補助条件として、すべての生活排水が、戸別合併処理浄化槽に流入するよう配管することが必要です。●放流ポンプ槽の設置費用及び矢板工事費も補助対象です。

【撤去費補助】●10万円を上限に、実際にかかった配管費を補助します。

問合せ 役場生活環境課 ☎ 296-5894



はとやま 雑 感

町長 小峰孝雄

【今月のテーマ】

株良品計画

すでにマスコミ報道等でご存知の方が多いと思いますが、無印良品のブランドで店舗展開している株良品計画の鳩山センター（首都圏の流通センター）が、鳩山町奥田地内に開設されることが決まりました。現在、平成26年11月の操業開始に向け造成工事が始まっています。



はじめて株良品計画の担当者とお会いしたのは、2年前の2月でした。その間、東日本大震災があり、現在、浦安市にある流通センターが液状化で被害にあいました。このことも元々地盤の堅い鳩山町に流通センターを移設する要因となったようです。



しかし、すべてが順調だったわけではありません。最大の難関は、流通系の企業を誘致するには、アクセス道路となる県道東松山・越生線の道路幅員が狭いことでした。このため、県道ではありますが、県に代わって町が拡幅し歩道を整備するという決断をしました。

正直、勇気のいる判断でしたが、さいわい歩道用地の地権者の皆さまをはじめ、町議会や地元住民の皆様のご理解・ご協力をいただき、昨年末には、当該道路の歩道整備事業が無事終了しました。

約17畝の敷地に、地上4階地下1階、縦300m、横100mの流通センターになります。株良品計画では、250名程度の雇用を考えているようです。固定資産税だけで、約1億円の増収が見込めます。



今後も企業誘致には力を入れていきますが、今回の経験で鳩山町の企業誘致の課題も鮮明になりました。

それは、企業誘致に必要なインフラ整備が鳩山町では遅れているということです。特に道路です。10年、20年後をも見据えた整備が必要だと思います。



トラブル情報

くらしの 110 番



消費者被害の未然・拡大防止を効果的に呼びかけるため、埼玉県消費生活支援センターから配信されている事例をご紹介します。

引っ越しのトラブルを

防ぐには？

【事例1】

1年ほど前に引越し作業を業者に依頼した。最近、洋服が見当たらないことに気付いたが、業者に対応してもらえない。

【事例2】

引っ越しの際、家具にキズを付けられた。買いなおせるよう現金で補償してほしいが、修理対応だと言われ、不満だ。

就職や転勤、進学など、春は引っ越しをする方が多いと思います。特に荷物の紛失やキズ、故障などの相談が数多く寄せられています。

トラブル発生時の引越業者の責任の有無や修理対応・損害賠償などについては、契約約款に定められています。約款には、国土交通省で定めた「標準引越運送約款」（以下「標準約款」といいます）が多く採用されています。契約約款を確認し、引越業者のお客様相談室や引越業者の業界団体に問い合わせしてみましょう。

こんなときは
どうしたら
いいの？

- ①複数社に見積りを依頼し、料金だけでなく、運ぶ物の範囲、作業内容（消費者と事業者の作業分担など）も比較して決めましょう。特別な作業を依頼する時は、口頭だけでなく必ず見積書に記載してもらいましょう。
- ②貴重品、パソコンなど壊れやすいものについては運送を依頼できるかどうか、引越業者と相談しましょう。標準約款上、事業者が承知の上で引き受けたときは、事業者が賠償責任を負う場合がありますが、必ず事前に消費者からの申し出が必要になります。
- ③標準約款によると、荷物の一部に紛失やキズが生じたときは、荷物の引き渡し日から3か月以内に事業者へ通知しない場合、事業者の責任は消滅します。早めに開梱して荷物を確認しましょう。

業者が対応してくれないなどお困りの時は、最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

問合せ：役場産業振興課 ☎296-5895